

横浜市上倉田地域ケアプラザ
指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人開く会が開設する横浜市上倉田地域ケアプラザ（以下、「事業所」という。）が行う介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援者に対し、事業所の担当職員（以下「従業者」という。）が、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、要支援者であるご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また、介護予防の効果が最大限発揮され、ご利用者が有している生活機能の維持・改善が図られるよう、目標志向型の計画を作成し、支援するものとする。

2 事業の実施に当たっては、ご利用者の要支援状態の悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、公正中立な立場で総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 横浜市上倉田地域ケアプラザ
- (2) 所在地 横浜市戸塚区上倉田町259-11

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- (2) 担当職員 2名以上（常勤・非常勤）
担当職員は、介護予防サービス計画の作成その他必要な指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
ただし、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）と施設点検日を除く。

(2) 営業時間 9:00～17:00

(介護予防支援の提供方法)

第6条 事業の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 事業の提供に当たっては、ご利用者の自宅又は事業所の相談室において、ご利用者及びそのご家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいようわかりやすく説明を行うとともに、相談に応じる。
- (2) 従事者は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者及びそのご家族に面接したうえで適切な方法でご利用者の課題分析を行う。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防サービス計画の作成に当たっては、ご利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はそのご家族に対して提供する。
- (2) 介護予防サービス計画の作成に当たっては、ご利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとにご利用者の日常生活の状況を把握し、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう支援すべき総合的な課題を把握する。
 - ① 運動及び移動
 - ② 家庭生活を含む日常生活
 - ③ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
 - ④ 健康管理
- (3) ご利用者の課題分析の結果等を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成する。
- (4) サービス担当者会議の開催により、ご利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- (5) 当該介護予防サービス計画の原案の内容についてご利用者又はその家族に対して説明し、文書によりご利用者の同意を得て、介護予防サービス計画とする。
- (6) 当該介護予防サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- (7) 介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、サービスごとの計画書の提出を求める。
- (8) 指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、サービスごとの計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取する。
- (9) 介護予防サービス計画作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。実施状況の把握にあたっては、少なくともサービス提供を開始する月の翌月

から起算して3月に1回及びサービスの評価機関が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者に面接する。ご利用者の自宅を訪問しない月においては、可能な限り指定介護予防サービス事業所を訪問する等の方法により利用者へ面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施するとともに、当該面接ができない場合にあっては、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。

- (10) 指定介護予防サービス事業者等からご利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、ご利用者の服薬状況、口腔機能その他のご利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、ご利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供する。
- (11) 介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価する。
- (12) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、ご利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、ご利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。また、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。

- 2 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準をもとに保険者が定めるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。ただし、当該指定介護予防支援の場合は、本人の介護保険料が滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料に相当する給付を受領できない時、契約者は別紙料金表のとおりサービス利用料の全額を事業者に対し、いったん支払うものとする。介護予防ケアマネジメントはこの範疇ではない。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従事者は、介護予防支援を実施中にご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時には速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(相談・苦情対応)

第9条 事業所は、ご利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援又は介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等に関するご利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、ご利用者に事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(1) 事業所は、前項の事故及びその事故に際して取った措置について記録する。

(2) 事業所は、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

(災害時非常時への対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

2 感染症及び非常災害等を発生時における事業継続計画（BCP）を策定し、定期的な研修及び事業継続計画に基づく訓練を実施する。

（虐待の防止）

第 1 2 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（身体拘束の廃止）

第 1 3 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援の提供に当たって身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- (2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援の提供に当たって身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (3) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

（個人情報の保護）

第 1 4 条 ご利用者およびそのご家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」等、法令を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得たご利用者およびそのご家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者およびそのご家族の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 1 5 条 通常の事業の実施地域は、戸塚区上倉田町、吉田町、矢部町の一部（1→136、269→84、321、458→482、600→601、3001 - 1→3008 - 3）、舞岡町の一部（1153、1159、1462→1474）、戸塚町の一部（6010 - 1→6014 - 3）とする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人開く会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第7条 別表1

(介護予防支援の場合)

項目	区分	単位数	利用料(円)	備考
(1) 基本額	要支援1	442	4915	
	要支援2			
(2) 加算額	初回加算	300	3396	初回月のみ
	委託連携加算	300	3396	委託開始月のみ

(介護予防支援ケアマネジメントの場合)

項目	区分	単位数	利用料(円)	備考
(1) 基本額	要支援1	442	4915	
	要支援2			
	介護予防ケアマネジメント(C・初回)			
(2) 加算額	初回加算	300	3396	初回月のみ
	委託連携加算	300	3396	委託開始月のみ

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

この規程は、平成22年12月7日から施行する

この規程は、平成24年1月1日から施行する

この規程は、平成28年4月1日から施行する

この規程は、令和6年4月1日から施行する

この規程は、令和7年4月1日から施行する